

盛岡市無電柱化推進計画

令和3年3月

盛岡市

目 次

はじめに.....	1
1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針.....	2
1) 盛岡市における無電柱化の現状.....	2
2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢.....	4
3) 無電柱化の対象道路.....	4
4) 無電柱化の手法.....	9
2. 無電柱化推進計画の期間.....	9
3. 無電柱化の推進に関する目標.....	9
4. 無電柱化の推進に関し講ずべき取り組み.....	11
1) 占用制度の運用.....	11
2) 関係者間の連携強化.....	11
3) 無電柱化情報の共有.....	12

はじめに

無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点からこれまで実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増してきている。

このような現状に鑑み、国においては、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」を平成 28 年に施行している。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱推進計画の策定を市町村の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく盛岡市無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の方針や目標等を定めた無電柱化推進のための実施計画である。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 盛岡市における無電柱化の現状

盛岡市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備等による地中化が進められており、令和2年度末現在、市管理道路のうち約13.1kmの無電柱化が完了している（表1参照）。

一方、市内には市で管理する緊急輸送道路が20路線、重要物流道路（代替・補完路含む）が9路線あるものの、そのうち無電柱化に着手している路線は緊急輸送道路で4路線、重要物流道路（代替・補完路含む）で1路線に留まっている（表2、3参照）。

表1 市道無電柱化実施状況

	路線名	始点住所	終点住所	整備済み 道路延長 【km】	工事着手 年度	電線共同溝 本体工事 完了年度	電柱撤去 完了年度
5 期 計 画 以 前 (H 2 0)	市道盛岡駅西口1号線	盛岡市盛岡駅西通1丁目10番	盛岡市盛岡駅西通2丁目16番	1.15	1994	2001	2002
	市道盛岡駅西口3号線	盛岡市盛岡駅西通1丁目6番	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番	0.29	1994	2001	2002
	市道盛岡駅西口4号線	盛岡市盛岡駅西通2丁目6番	盛岡市盛岡駅西通2丁目15番	0.17	1994	2000	2000
	市道内丸三ツ割五丁目1号線	盛岡市中央通1丁目2番	盛岡市本町通1丁目14番	0.50	1994	2003	2003
	市道太田橋中川町線	盛岡市城西町8番	盛岡市盛岡駅西通1丁目27番	0.61	1997	2007	2008
	市道太田橋中川町線2号線	盛岡市盛岡駅西通2丁目2番	盛岡市盛岡駅西通2丁目10番	0.61	1997	2007	2008
	市道盛岡駅西口歩行者専用道	盛岡市盛岡駅西通2丁目6番	盛岡市盛岡駅西通2丁目11番	0.27	1997	2003	2004
	市道大沢川原一丁目北山一丁目線	盛岡市菜園2丁目2番	盛岡市中央通1丁目6番	0.35	1997	2000	2000
	市道開運橋西仙北線	盛岡市盛岡駅前通7番	盛岡市盛岡駅前通4番	0.17	1999	2000	2001
	市道盛岡駅西口13号線	盛岡市盛岡駅西通1丁目5番	盛岡市盛岡駅西通1丁目6番	0.20	1999	2003	2003
	市道盛岡駅中川原線	盛岡市盛岡駅前通3番	盛岡市盛岡駅前通3番	0.20	2000	2006	2006
	市道開運橋明治橋1号線	盛岡市大沢川原3丁目8番	盛岡市大沢川原3丁目1番	0.22	2000	2006	2006
	市道宮沢小幅線	盛岡市本宮5丁目15番	盛岡市本宮5丁目15番	0.24	2002	2003	2009
	市道本宮下飯岡線	盛岡市本宮3丁目49番	盛岡市本宮3丁目46番	0.25	2002	2004	2009
市道中ノ橋通一丁目八幡町線	盛岡市南大通1丁目3番	盛岡市八幡町8番	0.52	2005	2008	2010	
6 期 計 画 (H 2 1 5 H 2 9)	明治橋大沢川原線	盛岡市開運橋通4番	盛岡市大通3丁目4番	片側のみ	2010	2010	2011
	市道岩手公園開運橋線	盛岡市菜園1丁目3番	盛岡市菜園2丁目2番	0.28	2010	2012	2013
	盛岡駅南大通線	盛岡市大沢川原2丁目5番	盛岡市大沢川原1丁目5番	0.22	2010	2019	2020
	梨木町上米内線	盛岡市梨木町5番	盛岡市上田1丁目14番	0.55	2011	2017	2020
7 期 計 画 (H 3 0 1 R 2)	明治橋大沢川原線	盛岡市開運橋通1番	盛岡市大通3丁目1番	0.16	2018	2019	2020
	市道岩手公園開運橋線	盛岡市菜園2丁目2番	盛岡市開運橋通2番	整備中	2017	(2023)	(2023)
	市道南大通二丁目南大橋線	盛岡市南大通2丁目7番	盛岡市神子田町2番	整備中	2020	(2024)	(2025)
橋梁・高架区間				6.11	—	—	—
合 計				13.07			

※年度の（ ）書きは、予定時期を示す。

表2 緊急輸送道路における無電柱化実施状況

路線名	指定区間	無電柱化実施状況
上田四丁目稲荷町1号線	国道4号(盛岡市上田:NHK前交差点)から (一般県道)氏子橋夕顔瀬線(館坂交差点)まで	未実施
上田四丁目稲荷町2号線	(一般県道)氏子橋夕顔瀬線(館坂交差点)から (主要地方道)盛岡横手線(稲荷町交差点)まで	未実施
本町通二丁目上田四丁目線	盛岡市上田一丁目15番18号地先から (市道)上田四丁目稲荷町1号線(市営体育館前交差点)まで	未実施
北山一丁目10号線	盛岡市北山一丁目301番1地先から 国道4号(盛岡市北山一丁目321番地先)まで	未実施
上田一丁目線	県立中央病院から 盛岡市北山一丁目301番1地先まで	未実施
上田一丁目1号線	盛岡市上田一丁目6番15号地先から 県立中央病院まで	未実施
梨木町上田一丁目線	(主要地方道)盛岡横手線から 盛岡市上田一丁目6番15号地先まで	一部区間を除き 実施済み
内丸大沢川原一丁目線	国道455号交差点(盛岡市内丸8番4号地先)から 盛岡市大通一丁目2番1号地先まで	未実施
内丸大通三丁目線	国道106号交差点(盛岡市内丸3番1号地先)から 盛岡市大通一丁目2番1号地先まで	未実施
太田橋中川町線	(主要地方道)盛岡横手線から (一般県道)本宮長田線まで	実施済み
内丸三ツ割五丁目1号線	国道455号交差点(盛岡市内丸2番1号地先)から 盛岡市内丸9番18号地先まで	実施済み
内丸4号線	盛岡市内丸10番38号地先から 盛岡市内丸9番18号地先まで	未実施
内丸本町通一丁目線	国道455号交差点(盛岡市内丸11番15号地先)から 盛岡市内丸10番38号地先まで	未実施
宮沢小幡線	(一般県道)本宮長田町線から (主要地方道)盛岡和賀線(総合アリーナ南交差点)まで	一部区間を除き 実施済み
上堂一丁目青山二丁目線	(一般県道)氏子橋夕顔瀬線から (一般県道)盛岡滝沢線まで	未実施
稲荷町谷地頭線	盛岡市青山一丁目23番24号地先から (一般県道)盛岡滝沢線まで	未実施
青山一丁目線	盛岡市青山一丁目9番22号地先から 盛岡市青山一丁目23番24号地先まで	未実施
中屋敷町青山一丁目2号線	盛岡市青山一丁目9番22号地先から (一般県道)盛岡滝沢線まで	未実施
岩手飯岡駅前通線	国道4号(盛岡市三本柳10地割1番10地先)から 盛岡市永井22地割51番1地先まで	未実施
下永林1号線	盛岡市永井22地割51番1地先から 国道46号(盛岡市津志田14地割70番1地先)まで	未実施

表3 重要物流道路（代替・補完路含む）における無電柱化実施状況

○重要物流道路一覧

路線名	指定区間	無電柱化実施状況
大島線	盛岡市永井1地割73番1地先から 盛岡市羽場10地割100番地先まで	未実施

○代替・補完路一覧

路線名	指定区間	無電柱化実施状況
上田四丁目稲荷町1号線	盛岡市上田四丁目304番1地先から 盛岡市上田三丁目427番5地先まで	未実施
本町通二丁目上田四丁目線	盛岡市上田三丁目469番1地先から 盛岡市上田三丁目427番5地先まで	未実施
北山一丁目10号線	盛岡市北山一丁目301番1地先から 盛岡市北山一丁目321番地先まで	未実施
上田一丁目線	盛岡市上田一丁目156番地1地先から 盛岡市上田一丁目336番地1地先まで	未実施
内丸三ツ割五丁目1号線	盛岡市中央通一丁目2番1地先から 盛岡市中央通一丁目2番3地先まで	整備済み
内丸4号線	盛岡市内丸1番地先から 盛岡市内丸2番1地先まで	未実施
内丸大沢川原一丁目線	盛岡市内丸9番7地先から 盛岡市内丸9番5地先まで	未実施
川目38号線	盛岡市手代森3地割63番1地先から 盛岡市川目第5地割118番1地先まで	未実施

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

無電柱化は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念を踏まえ、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により安全・安心なくらしの確保や魅力あふれる美しいまちづくりを推進する。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が必要となる。そのため、本計画においては、以下の市で管理する道路について優先的に無電柱化を推進する。

① 防災

災害時における避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）の無電柱化を推進する（図1，2参照）。

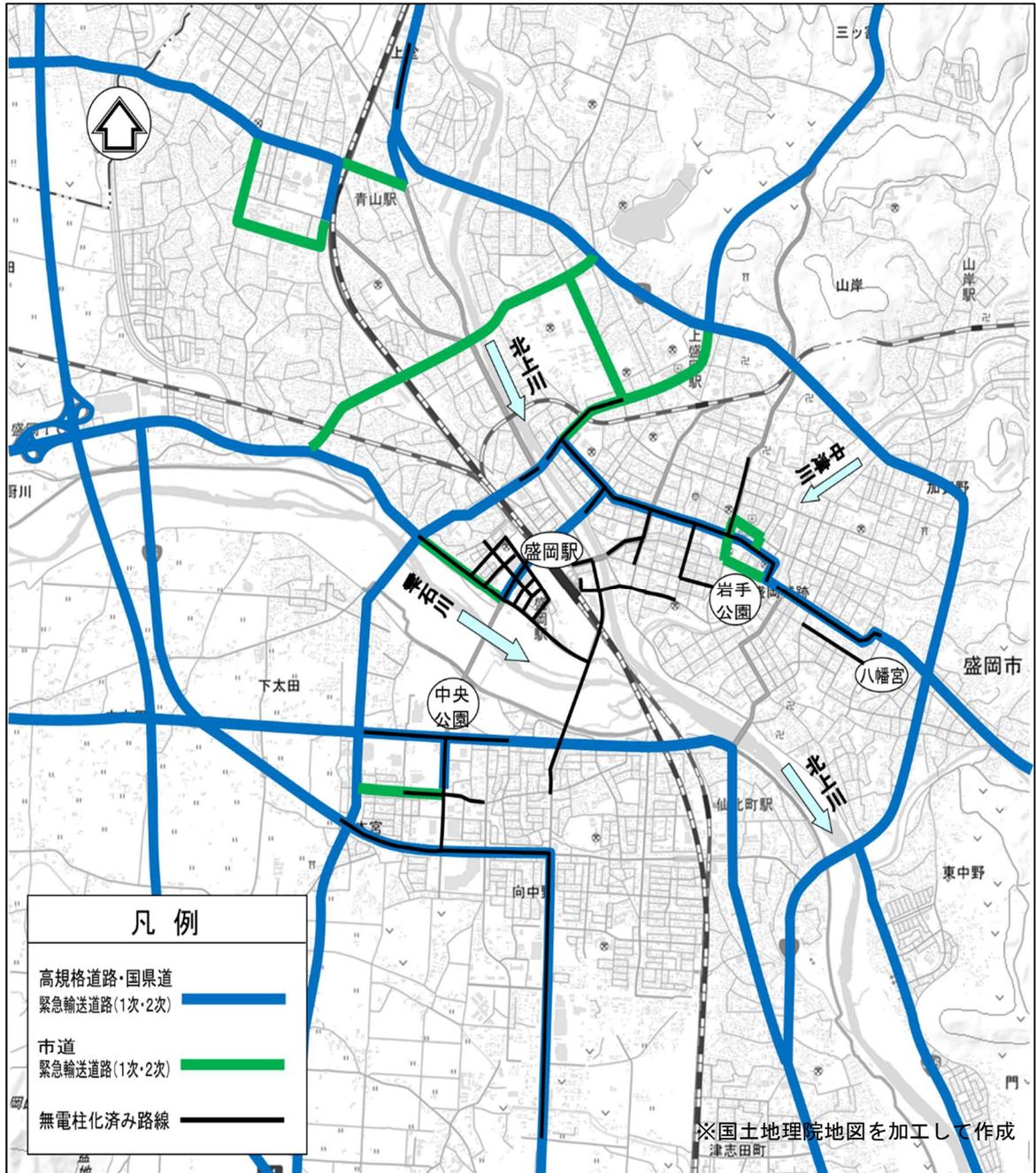


図1 緊急輸送道路路線図

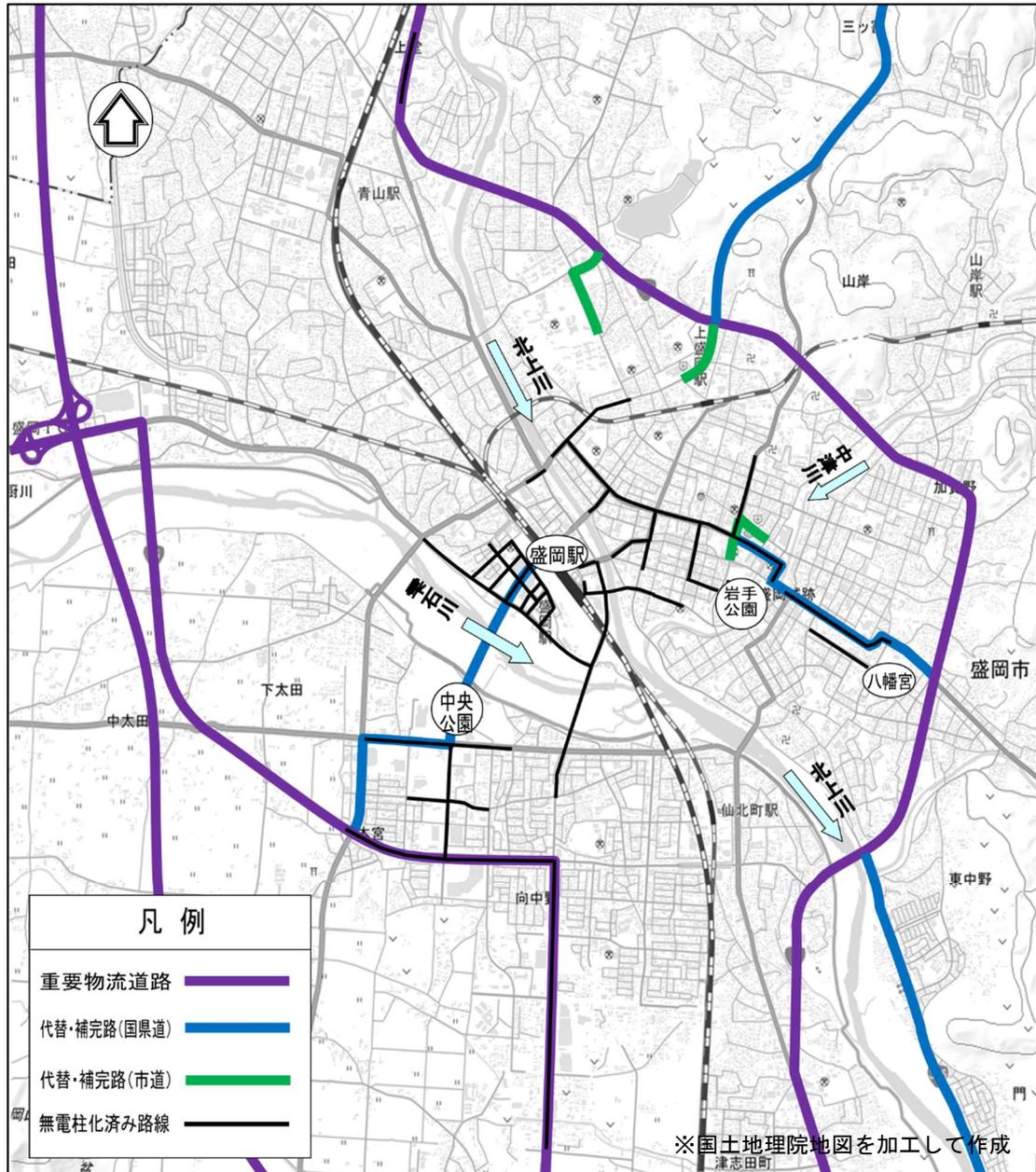


図2 重要物流道路（代替・補完路含む）路線図



緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路）の状況

② 安全・円滑な交通確保

中心市街地を安全かつ円滑に歩行者や自転車が移動できるよう人通りの多いエリアの無電柱化を推進する（図3参照）。

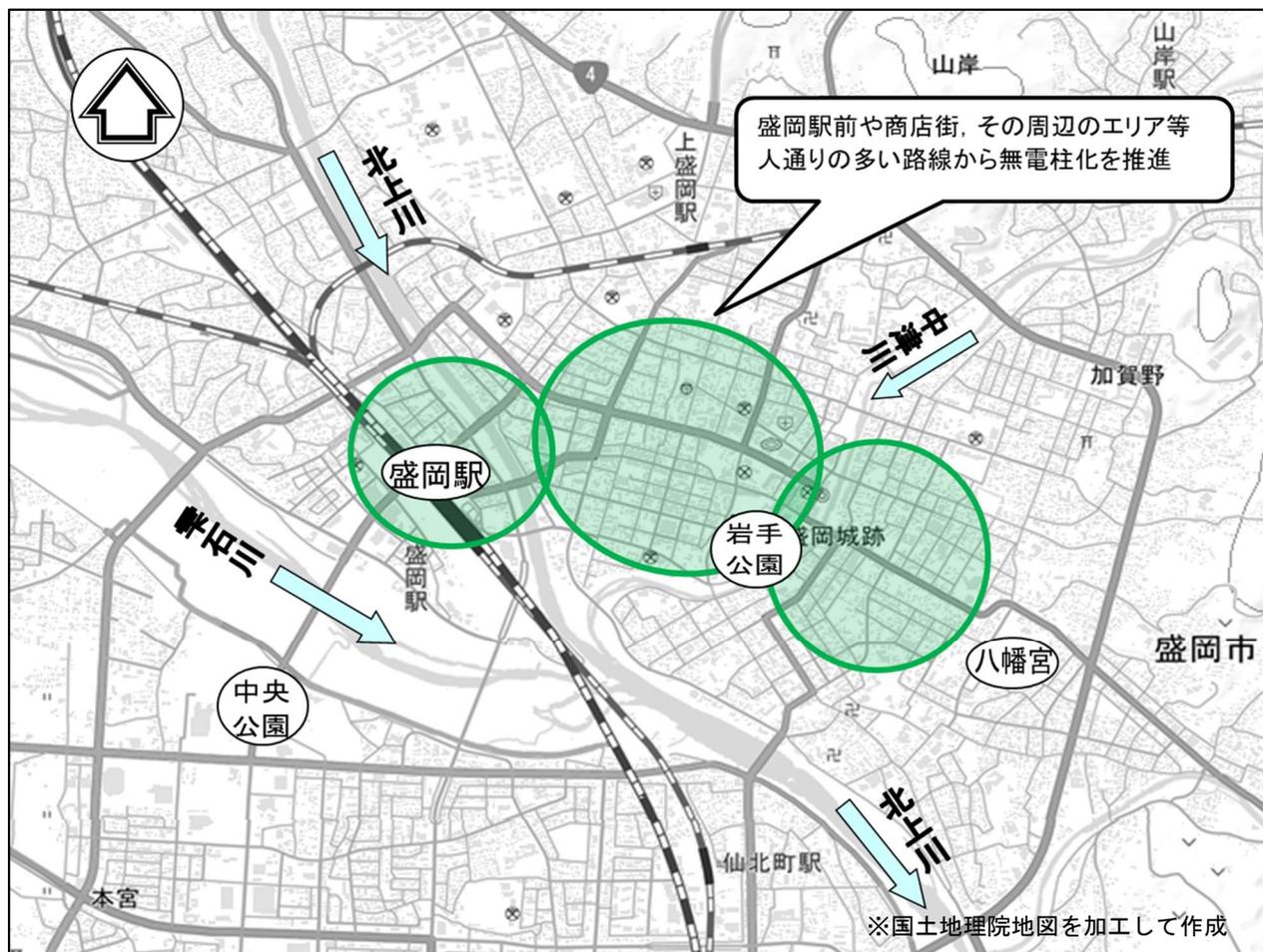
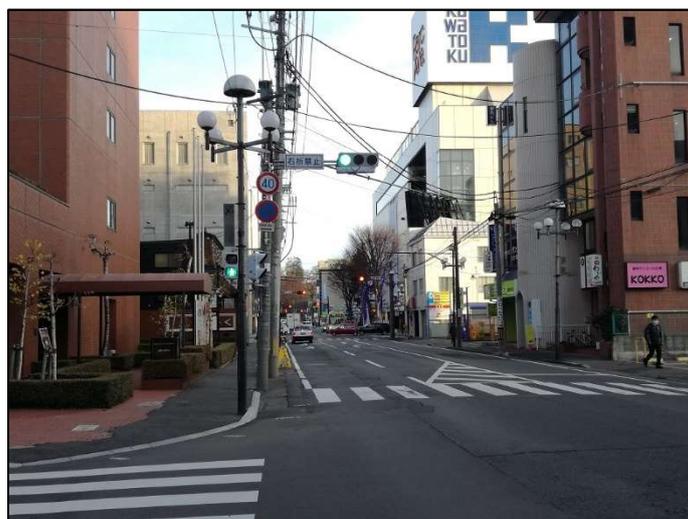


図3 中心市街地の人通りの多いエリア（イメージ）



菜園通りの状況（電線共同溝整備中路線）

③ 良好な景観形成等

良好な景観の形成，町並みの保全，観光振興等に資するエリアの無電柱化を推進する。



盛岡八幡宮前の八幡通り
(市道中ノ橋通一丁目八幡町線)



名須川町の寺院群
(市道内丸三ツ割五丁目1号線)



鉾屋町の盛岡町家
(市道南大通二丁目南大橋線)

4) 無電柱化の手法

無電柱化は、地域の実情に応じ、電線管理者（電気事業者、電気通信事業者等）や地域住民等との協議を踏まえながら実施する。また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

2. 無電柱化推進計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

令和7年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする（表4、図4参照）。

『岩手公園開運橋線』及び『市道南大通二丁目南大橋線』の2路線は、継続して無電柱化を推進し、計画期間内での完成を目指す。

『盛岡駅南大通線（大沢川原Ⅱ工区）』は、令和2年度に完成した『盛岡駅南大通線（大沢川原工区）』の隣接路線であり、中心市街地の骨格となる道路網を形成する「都心環状道路」として、もりおか交通戦略においても重要な路線として位置付けられており、道路整備にあわせて電線共同溝の整備着手を目指す。

表4 無電柱化推進計画路線一覧

路線名	道路整備 延長	目標	整備内容	選定理由
岩手公園開運橋線	0.2km	継続推進 令和7年度 完成	道路改良（歩道整備等）事業 と併せて無電柱化を実施	安全・円滑
市道南大通二丁目 南大橋線	0.6km	継続推進 令和11年度 完成	道路改良（歩道整備等）事業 と併せて無電柱化を実施	景観形成
盛岡駅南大通線 （大沢川原Ⅱ工区）	0.3km	着手	道路改良事業と併せて無電 柱化を実施	安全・円滑

※市道南大通二丁目南大橋線については、道路改良事業1.3km（市道南大通二丁目南大橋線、南大通三丁目1号線、鉾屋町茶畑二丁目線）のうち0.6kmの無電柱化を行うものとする。

※着手路線については、電線管理者等からの合意を得て事業着手するものとする。

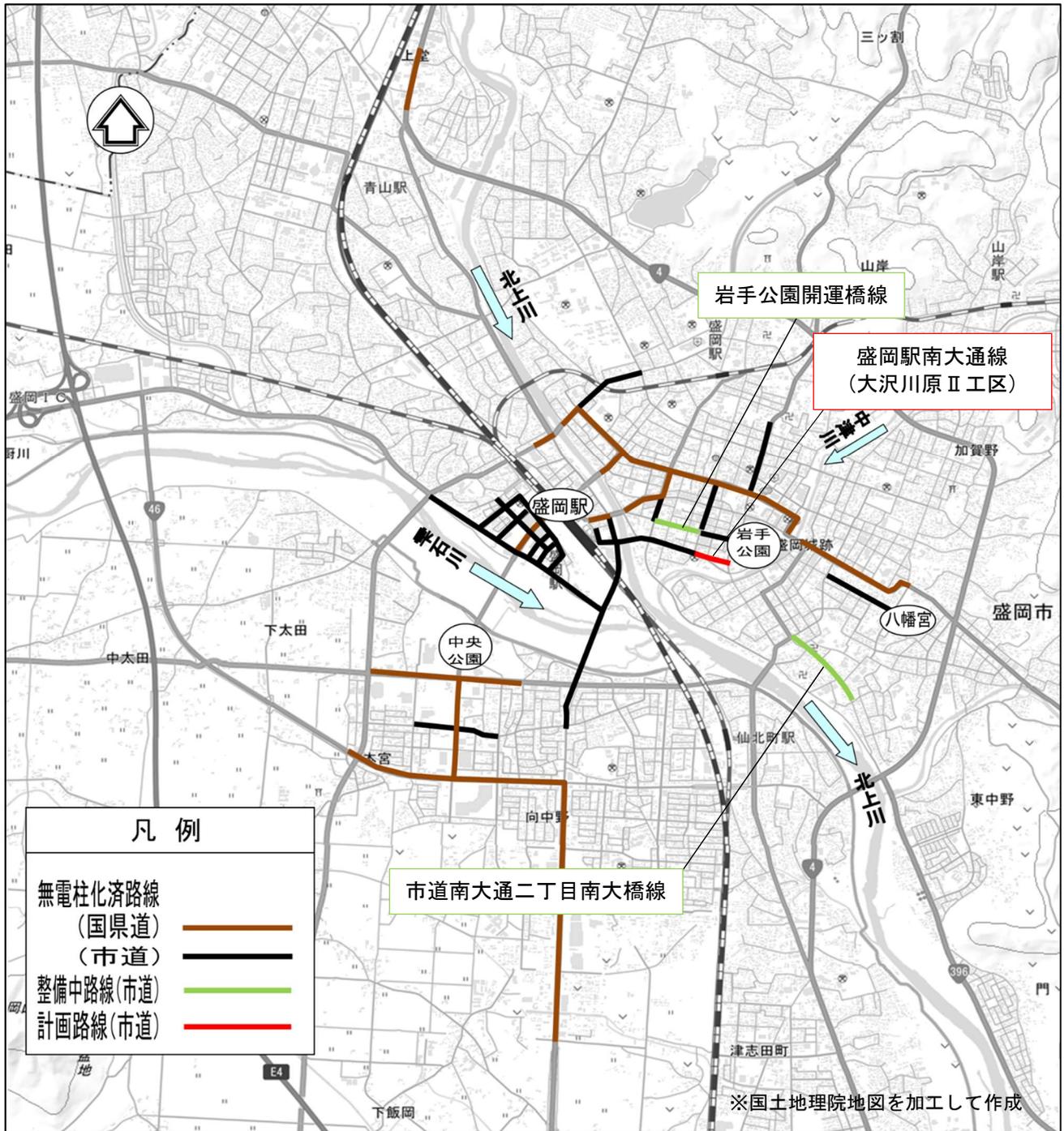


図4 無電柱化推進計画路線図

4. 無電柱化の推進に関し講ずべき取り組み

1) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、盛岡市の緊急輸送道路においても実施を検討する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。なお、電柱による占用を禁止する道路の区域を指定する場合は、電線事業者等の意見を聴取して進める。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を引き続き行う。

2) 関係者間の連携強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体等からなる岩手県無電柱化調整会議を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

② 工事・設備の連携

盛岡市の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行うとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に整備するように努める。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める（図5参照）。



図5 民地等の活用事例

国土交通省ホームページより

3) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、市の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。